

## 「子どものための養育費」勉強会を 開催します

母子家庭のうち、養育費を受け取っている割合は28%と低く(R3国調査)、ひとり親家庭の生活困窮の要因の一つとなっています。そこで、養育費について正しく理解するとともに、養育費履行確保のための方法、支援制度について学ぶ勉強会を開催します。

### 1 日時

令和5年10月28日(土)13時30分～16時

### 2 場所

きらめきプラザ7階 703会議室(北区南方二丁目)

### 3 内容

#### ●第1部 13時30分～15時

- ①「養育費とは何か」 講師 司法書士 岩田 豪(いわた たけし)
- ②「養育費保証契約について」 説明 ジェイリース株式会社
- ③「岡山市の支援制度について」 説明 岡山市こども福祉課

#### ●第2部 15時～16時

司法書士、保証会社、岡山市ひとり親家庭福祉会、岡山市こども福祉課による質問・相談コーナーを設けます。希望のコーナーにご参加いただけます。

### 4 対象

養育費が受け取れていない方、受け取れているが心配な方、離婚について考えている方、その他養育費について学びたい方、支援機関の方等 30人程度

### 5 その他

- ・申込方法等、詳細は別紙にてご確認ください。
- ・岡山市では、令和3年度から公正証書等による養育費の取り決めをする経費の補助制度を創設し、今年度から養育費保証契約締結のための経費を補助する制度を新設しました。

#### 【問い合わせ先】

岡山市こども福祉課 野村・武 直通086-803-1221 内線4781・4782

# ひとり親家庭のためのピアサポート” さえずりカフェ” 「子どものための養育費」勉強会

未成年の子どもを持つ父母が離婚するときには、面会交流や養育費の分担など子どもの監護に必要な事項について、父母で協議し定めることとされています。しかし、母子家庭のうち、養育費の取り決めをしている割合は約 47%、養育費を受け取っている割合は約 28%と低く、養育費の不払いがひとり親家庭の生活困窮の要因のひとつとなっています。岡山市では、こうした状況を踏まえ、令和 3 年度から公正証書等による養育費の取り決めをする経費の補助制度を創設し、今年度から養育費保証契約締結のための経費を補助する制度を新設したところです。

養育費とは何なのかを学び、養育費履行確保支援制度や養育費保証契約について学びます。

## ●日時 **令和 5 年 10 月 28 日(土)**

勉強会 13:30~15:00

相談コーナー 15:00~16:00

## ●会場 **きらめきプラザ** 7 階「703 会議室」

(岡山市北区南方 2-13-1)

※後楽館高校北側(旧国立病院跡地です)。  
駐車時場あります。お帰りの際に無料券をお渡しします。



## ●内容 ①**養育費とは何か** [講師 司法書士 岩田豪氏]

②**養育費保証契約**について [ジェイリース株式会社岡山支店]

③**岡山市の支援制度**について[岡山市こども福祉課]

④**相談コーナー**…勉強会後に、もっと詳しく聞きたい方のために、司法書士、保証会社、ひとり親家庭福祉会、岡山市こども福祉課の相談コーナーをつくります。ご希望のコーナーにご参加ください。



## ●対象・定員

養育費が受け取れていない方、受け取れているが心配な方、離婚について考えている方、その他養育費について学びたい方、支援機関の方等 30 人程度

## ●申し込み

お名前、電話番号、希望する相談コーナー、特に聞きたいことを記載して、次のいずれかの方法で申し込んでください。

① 右の申込フォームから

② ひとり親家庭福祉会にメールで

Email: ok.boshikai@gmail.com

③ 岡山市こども福祉課に電話または FAX またはメールで

電話 086-803-1221(平日 8:30~17:15)

FAX 086-803-1719

Email:kodomofukushi@city.okayama.lg.jp

※当日参加も可能ですが、定員を超えている場合はお断りする可能性があるため、できるだけ事前に申し込んでください。

参加費無料



主催  岡山市ひとり親家庭福祉会 ・ 岡山市